

平成25年6月7日

各都道府県防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（総括担当）

総務省消防庁国民保護・防災部防災課長

男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針について

この度、内閣府男女共同参画局において、別添のとおり、東日本大震災を含む、過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項を示す「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が作成されました。

災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第34条第1項の規定に基づき中央防災会議が作成する防災基本計画においては、「防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」とされているところであり、貴職におかれては、同指針を踏まえ、防災・復興における男女共同参画の推進に適切に取り組んでいただくとともに、貴都道府県内の市区町村に対してこの旨周知されるよう、お願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。